

京都市告示第506号

京都市里道管理条例第2条の規定に基づき、里道の路線を次のように指定し、同条例第4条の規定に基づき、次の里道の路線を廃止及び一部廃止します。

当該路線の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成21年3月24日

京都市長 門川大作

(指定里道)

整理番号	名称	起終	点
1	大塚里0021号	山科区大塚大岩28番地の10地先 同町27番地の9地先	点

(廃止里道)

整理番号	名称	起終	点
1	太秦里0177号	右京区太秦蜂岡町10番地の169地先 同町10番地の19地先	点

(一部廃止里道)

整理番号	名称	廃止する起終	点
1	大塚里0019号	山科区大塚大岩28番地の10地先 同町28番地の32地先	点

(建設局土木管理部道路明示課)